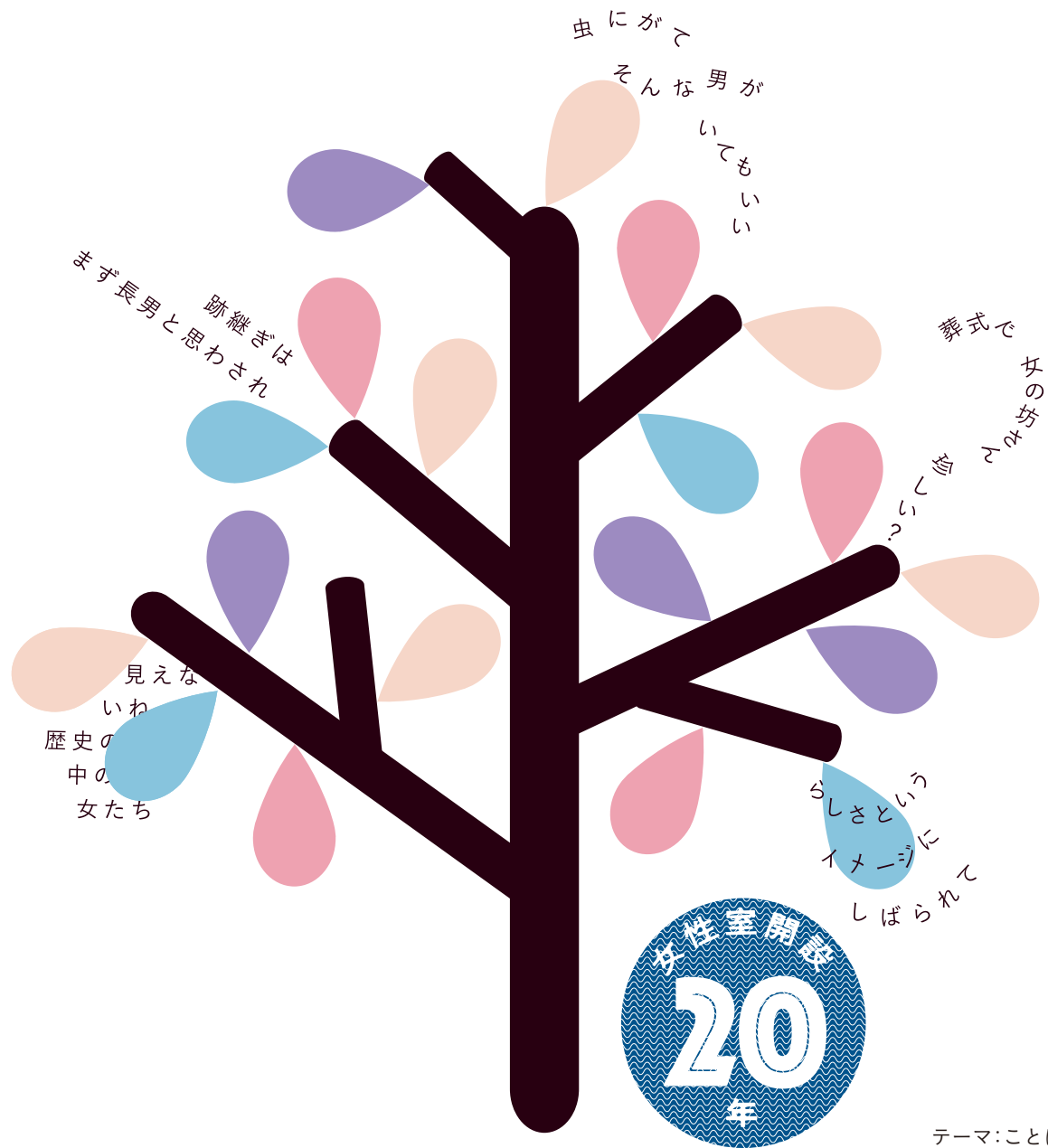


# あいあう

28

2017 JUNE



テーマ:ことばの木

特集

あいさん・あうさんのアイアウすごろく 2

住職・坊守に関する規則の変遷 4

知っていますか?この言葉 6

報告

女性室公開講座長崎会場 8

第16回女性会議 10

レポート

大谷専修学院学習会活動『ジェンダーかるた』の紹介 14

## 坊守の性別制限を撤廃し、男性の坊守を認める

2008(平成20)年7月  
「寺院教会条例」が改正され、坊守の性別制限や退任の規定が改正された。



## 女性の宗議会議員が初めて選出される

2005(平成17)年9月  
6月に「宗議会議員選挙条例」が一部改正され、選挙で2人の女性が選出された。

## 女性の組門徒会員への参画を促進

2014(平成26)年6月  
「男女共同参画推進に向けた組門徒会員選定に関する特別措置条例」を施行し、3分の1以上を女性とする。

「男女共同参画社会基本法」が公布・施行  
1999(平成11)年6月

## 坊守の在り方について論議が始まる 2つもどる

1997(平成9)年6月  
女性住職が誕生したことで、坊守の位置付けや男性坊守の是非が問われることになった。



## 女性室開設

1996(平成8)年12月  
女性による宗門活動の活性化と、企画、検討、立案に積極的に参画を進めるため、宗務所に女性室が設置された。

## 住職の就任に男女の差異をなくす (但し世襲制は維持)

1996(平成8)年  
1991年に認められた女性の住職就任の制限が改められた。



## 女性の教師・堂班(旧)の制限を撤廃

1991(平成3)年6月  
女性の教師資格は入位まで、堂班は准本座までとなっていた。堂班は廃止され、法要座次に変更された。

## 女性の得度受式年齢制限を男性と同じ9歳以上に 3つすすむ

1991(平成3)年6月  
それまでは、女性の得度は20歳以上となっていた。

## 宗務審議会「女性の宗門活動に関する委員会」を設置 [女性委員15名・男性委員4名]

1994(平成6)年9月  
教団で初めて女性の宗門活動への積極的参画を議論する委員会が発足した。

初めて女性の住職が任命された。  
1992(平成4)年3月



得度式の様子

# あいさん・あうさんの アイアウすごろく

女性室開設 20 年の節目に、近代明治以降の教団の女性たちについての出来事をすごろくにしてみました。すごろくをしながら、一つひとつの出来事の意味について話し合ってみてください。



## スタート



あいとあうです。  
30シク

## 女性の 得度を認めず 1回やすみ

1879(明治12)年4月  
一人の女性が得度を志したが、認められなかった。



## 「大谷派婦人 法話会」開会式

1890(明治23)年9月  
のちに「大谷婦人会」と改称  
(1949(昭和24)年9月)。



## 女子に得度を 許可する 「真宗大谷派宗制」 2つすすむ

1941(昭和16)年4月  
戦争により男性が寺院にい  
なくなったため、女性に得度  
と住職の代務者就任を  
認めた。

## 「坊守会」を 結成

1928(昭和3)年7月  
昭和天皇の即位にともなう  
御大典事業の一環として、  
坊守会が誕生した。

## 「坊守規程」 を制定 2つすすむ

1925(大正14)年8月  
教団で初めて坊守を  
規則にうたった。

国連で「世界人権宣  
言」を採択。  
1948(昭和23)年12月

「男女雇用機会均等法」を施行。  
1986(昭和61)年4月

## 女性の得度を 20歳以上に限定 2つもどる

1951(昭和26)年7月  
女性の教師検定合格者という  
限定を外し、得度は20歳以上  
とした。ただし、男子は  
9歳以上。

## 大阪教区から一人 女性の参議会議員 が選出される

1982(昭和57)年5月  
門徒の宗政参加を促すため  
参議会が発足した。

## 女性の住職 就任が可能になる 3つすすんで1つもどる

1991(平成3)年6月  
ただし、「単属系統に属す  
る男子である教師がいない  
とき」との制限付き  
だった。



# 坊守に関する規則の変遷

1920年

## 坊守規程（1925年制定）

**第二条** 坊守とは派内末寺の住職副住職前住職前前住職の妻を総称す。  
**第三条** 坊守は品行端肅克く教家の家婦たるの義務を尽し其の門信徒の模範たるは勿論仏祖崇敬法義相続に於て他に率先し自行化他の為に住職の内助を全からしめざるべからず。

1940年

## 真宗大谷派宗憲（1929年発布）

**第一百条** 一般末寺の住職、前住職及び副住職の配偶者を坊守と称し届出に因り其の待遇を享くことを得。  
 坊守は仏祖崇敬及檀家、信徒の教導に助力すべし。

## 寺院教会条例（1948年施行）

1960年

**第二十六条** 一般寺院住職又は教会主管者の妻を坊守と称する。

## 寺院教会条例（1963年改正）

**第二十六条** 住職又は教会主管者の配偶者を坊守、前住職又は前教会主管者の配偶者を前坊守と称する。

## 1991年以降の坊守に関する「寺院教会条例」の変遷

	第二十条(定義)	第二十二條(任務)	備考
1991年	住職又は教会主管者の配偶者を坊守、前住職又は前教会主管者の配偶者を前坊守と称する。	坊守は、住職の職務の本義を領解して、住職とともに教法を聞信し、所属門徒との交流を緊密にして、寺院又は教会の興隆発展に努めなければならない。	規則に坊守の任務を謳う。
1996年	寺院又は教会は、坊守を置くものとする。	坊守は、住職の職務を助け、ともに教法を聞信し、所属門徒との交流を緊密にして、寺院又は教会の興隆発展に努めなければならない。	臨時措置条例設置のため施行されず。
1997年 (臨時措置条例)	住職又は教会主管者の配偶者を坊守、前住職又は前教会主管者の配偶者を前坊守と称する。 2 女子である住職の配偶者については、坊守に関する規定は適用しない。	坊守は、住職の職務の本義を領解して、住職とともに教法を聞信し、所属門徒との交流を緊密にして、寺院又は教会の興隆発展に努めなければならない。	論議期間2年の期限内に結論が出ず、1999年さらに1年延長。
2000年	臨時措置条例の内容をそのまま寺院教会条例(本則)に規定した		
2008年	住職又は教会主管者の配偶者を坊守と称する。 2 住職又は教会主管者が欠けた場合であっても、その配偶者であった者は、新たに住職又は教会主管者が就任するまでの間、坊守と称する。 3 住職又は教会主管者に配偶者がいない場合であって、特に必要があるときは、満二十歳以上の寺族の中から選定した者を坊守と称することができる。4 前任の坊守は前坊守と称する。	坊守は、住職又は教会主管者とともに門徒の教化に携わるため得度式を受けるものとし、教法を聞信し、門徒との交流を緊密にして、寺院又は教会の興隆発展に努めなければならない。	男性坊守を認める。坊守の努力目標に得度を規定する。別項に配偶者がいない場合の選定を規定。

1925年に規則の中に初めて坊守が規定されました。「住職の妻を坊守と称する」と定められ、住職の妻を坊守と称してきました。しかし、1991年の「寺院教会条例」改正で、女性の住職が誕生したことによって、改めて「坊守」の位置づけが問われ議論することとなり、現在は「坊守」の性別による規定は廃止されました。

# 住職

## に関する

## 規則の変遷

真宗大谷派では、1991年の「寺院教会条例」改正により、初めて女性の住職就任を認めることとなりました。しかしこれは、男性の住職後継者がいないか、未成年である場合の特例として女性が住職に就くというものでした。1996年さらに条例が改正され、住職の卑属系統にある後継者候補について男女の差も含め優先順位を廃止しました。

### 寺院教会条例（1948年施行）

**第十五条** 普通寺院の住職、又は一般教会の教会主管者は、先代住職又は教会主管者の卑属系統であって、男子である教師がこれを継承するものとする。

但し、寺院又は教会の規則に別段の定めがあるときはこの限りではない。

### 寺院教会条例（1991年改正）

#### （継承）

**第九条** 住職又は教会主管者は、先代住職又は教会主管者の卑属系統であって、男子である教師がこれを継承するものとする。ただし、寺院又は教会は、その規則に別段の定めを設けたときは、卑属系統によらないことができる。

2 住職又は教会主管者を欠く寺院又は教会であって、その卑属系統に属する男子である教師がいないときは、次の各号の一に該当する教師がこれを継承する。この場合、当該寺院又は教会の住職又は教会主管者の任命申請に先立って、あらかじめ当該寺院又は教会の規則変更を完了しておかなければならない。

- 一 当該寺院又は教会の坊守の経歴を有する教師
- 二 当該寺院又は教会の住職又は教会主管者の卑属系統に属する女子の教師

### 寺院教会条例施行条規（1991年改正）

#### （住職継承者の選定）

**第十条** 条例第九条本文に定める寺院の住職継承者の選定は、条例第二十三条第一項各号に掲げる男子たる寺族についての順位を基準とするものとする。

#### （女子住職該当者の順位）

**第十一条** 条例第九条第二項各号に定める該当者が二人以上あるときは、坊守の経歴を有する教師を優先する。

### 寺院教会条例（1996年改正）

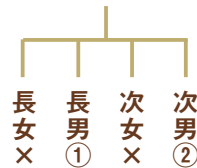
#### （継承）

**第九条** 住職又は教会主管者は、先代住職又は教会主管者の卑属系統であって、当該寺院又は教会に所属する教師がこれを継承するものとする。ただし、寺院又は教会は、特別の事情により卑属系統の中から継承者を選定できないときは、宗務総長の承認を得て、卑属系統によらないことができる。

1920年

#### 継承順位の例

##### 住職－坊守×



卑属系統の男子に限るものだった

1940年

1960年

#### 継承順位の例

##### 住職－坊守③



※全員大谷派教師資格があるものとして

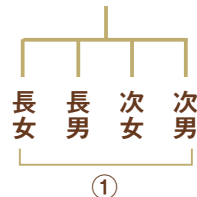
男子継承を原則として、男性の後継者がいない場合に限り、大谷派教師資格のある女性が住職になることとなった。

1980年

2000年

#### 継承順位の例

##### 住職－坊守②



※全員大谷派教師資格があるものとして

住職の卑属にある者には性別と優先順位はなくなりました。ただし、坊守は住職の卑属ではなく、特別の事情による選定となる。卑属系統とは住職の世襲を意味する。

# 知っていますか? この言葉

ここに出てくる言葉をあなたはどれくらい知っていますか?

「知っている!!」という人もいれば「聞いたことはあるけれど、よくわからない」と言う人もいるかもしれません。

言葉を知ることは現実を知ることです。

現実を知ることが解放への道を開(拓)くことにつながります。

さあ、一緒に言葉を尋(訪)ねていきましょう。

## 性別役割分業(分担)

◆男性は家族を養うために主に外で働き収入を得て、女性は家事・育児・介護など家庭内の仕事をするというように、性別によって役割が違うという考え方。

高度経済成長期の核家族で多く見られたが、最近ではその役割を共に担うワークライフバランスが望ましいとされている。



## ジェンダー

◆歴史的あるいは文化的に形づくられた性差。社会的に期待された「男らしさ」「女らしさ」から逸脱した場合は様々な差別を受けることがある。



## ガラスの天井

◆昇進を望む女性の前に立ちはだかる見えない壁を「ガラスの天井」にたとえた言葉。道は見えているのに実際に目指してみると、様々な理由で困難が待ち受けていて、それ以上は進めない現実がある。「女のくせに」という偏見がその人の能力や活躍の場を奪うことになる。

## 家父長制

◆父親を「家」の中心とした考え方。明治時代には父親や夫の権力が絶対的であり、財産相続の権利、選挙権、離婚を申し出す権利などは法律で男性にしか認められていなかった。現在では男女が平等であり共に権利が保障されているが、父親が一家を養う大黒柱であるという幻想はいまだに根強く残っている。



## 三歳児神話

◆「三歳までは母親が子育てをすべきだ」という母親の役割を強調する考え方。日本では1960年代に三歳児検診が開始されたり、当時の育児書に載ったことから広まった。しかし、この考え方は母親たちに働きに出ることの後ろめたさを感じさせたり、父親には育児を母親まかせにするなどの影響をもたらした。1998年版厚生白書は「三歳児神話には、少なくとも合理的な根拠は認められない」とする見解を示した。

## 夫婦別姓

◆現在日本の96%の夫婦が男性の姓を名のっている。これは民法750条に夫婦はどちらか一方の姓を名のると決められていることによる。「どちらか一方」とは必ずしも男性の姓を強要しているわけではないが、男性中心の社会的慣習の結果がそうさせている。

◆女性の社会進出が進むにつれて、結婚前の名前で仕事を続けたい、著述など名前が継続する必要があるため、結婚後も生来の名前を名のりたいという選択的夫婦別姓の要望が女性たちから出されている。2015年12月、最高裁判所はこれを認めなかったが、今後も議論されるべき課題である。ちなみに夫婦別姓を認めていないのは世界で日本だけである。

## DV (ドメスティック・バイオレンス)



◆夫婦や恋人などの関係にある、またはあった人からの暴力。①殴る、蹴るなどの身体的暴力、②言葉、無視、脅迫などの心理的暴力、③経済力を奪う経済的暴力、④行動を管理、制限したりする社会的暴力、⑤意に反する屈辱的な性関係の強要などの性的暴力、⑥相手への暴力を子どもに見せるなど多様な形態をとる。多くは歴史的に形成されてきた男性の優位性を背景に、パートナーを自分の所有物のように支配しようとするところから起きる。2001年からDV防止法が施行されている。



## フェアメン

◆男性から女性への暴力をなくすために動き出した男性たちのこと。暴力を振るわない多数を占める男性たちがこの問題に関心だったり、沈黙していることが解決を遅らせている、として活動している。女性への暴力を選ばない男性の意志として「ホワイトリボン・キャンペーン」がある。『男性の非暴力宣言』(多賀太・伊藤公雄・安藤哲也、岩波ブックレット No.940) に詳しい。

## LGBT (エル・ジー・ビー・ティー)

◆L (レズビアン・女性同性愛者)、G (ゲイ・男性同性愛者)。B (バイセクシュアル・両性愛者)、T (トランスジェンダー・身体的な性と性自認や性的指向が一致しない人)。統計によれば性的少数者は20~30人に1人の割合でいるとされ、これまではなかなか声をあげることができなかった。近年同性同士の結婚を認める証明書を発行する自治体も出てきている。LGBTの集まりやパレードでは性の多様性を象徴するレインボーカラーが使われることがある。



# 日常の「あたりまえ」や「らしさ」を考えてみよう

## — 自然法爾（あるがまま）の人間観 —

私たちは日ごろから、  
女だから…、男だから…、夫だから…、妻だから…  
老人だから…、若者だから…、子どもだから…、親だから…、  
門徒だから…、寺族だから…、住職だから…、坊守だから…、  
と、たくさんの役割や立場を一生懸命に生きています。  
その“〇〇”を担うことで、  
“私”が育てられ、“私”を確認することもあります。

でも、他人から「“〇〇”だから“あたりまえ”」、  
「“〇〇”らしく」と言われて違和感を感じたことはありませんか？  
また、他人にも、同じことを言ったことはありませんか？

様々な立場の人が、立場を懸命に生きる中で、  
「傷つけ合うことはしょうがない」と、  
“あきらめ”たり、我慢している気がします。

開き直っているのではなく、上から目線ではなく、  
都合のよい卑下の心でもない、  
“あるがまま”の私を生きて行きたい。

いろんな立場の方々と、  
立場を尊重しつつ、立場にしばられず、  
“あるがまま”を感じられるような時間にしたいと思います。



「女性は罪深いけれども、念仏によつて女性でさえ救われるんですからありがたい教えである」と真宗は説いてきた。こういうことを果たして親鸞聖人が言われたのが一番問題です。それが親鸞聖人の意図であるならばそういう真宗はさっさと捨てたほうがよろしい。

今日のテーマは「らしさ」ということです。男らしさ、女らしさと「らしさ」の役割があり、差別を超えていくために、その在り方を問い直すことは大切です。役割を生きていることが悪いことではなく、みな役割に縛られ、いのちを見失うということで救われない存在だということとです。「らしさ」というのは人間を覆い隠すものであって、役割が強調されればされるほど人間を失い、その人の人生そのものが見えなくなるんです。人間を回復するために、一度「らしさ」を外した形でもう一度男として、女として出会いなおしていくことが大事です。

講師 梶原敬一さん  
(姫路医療センター小児科医長・真宗大谷派僧侶)

2016年5月23日、東本願寺長崎教会本堂（長崎教務所）を会場に、「日常の「あたりまえ」や「らしさ」を考えてみよう—自然法爾（あるがまま）の人間観—」のテーマのもと、講師に梶原敬一さんを迎え、「女性室公開講座長崎会場」を開催しました。

シヨップを行い、それぞれが手にしたカルタの札について、日常と重ね合わせながら感想を話し合いました。続いて、梶原敬一さんにお話しいただきました（別掲抄出）。参加者からは、「ワークシヨップは初めての体験で楽しかった」「カルタの言葉にうなずかされるものが多かった」、また講義を受け「救いについて新しい視点をいただいた」「もっと聖典に学んでいきたい」などの感想が寄せられました。



Report

長崎教区第一組 萬行寺  
むらちとゆついち  
**村本勇一**

（教区門徒会長・女性室公開講座  
企画委員会）

何度かの「スタッフ企画会」でのお話し、当日の梶原先生のご講演をうかがって、男らしさ・女らしさ、それをお互い尊重し合って、共に生きるということの大切さを感じた次第でありました。今までは、その「らしさ」を当然のごとく、当たり前と思ってきました。

そもそも生まれて以来、親兄弟・親戚・地域・学校・友人などから、男として、女として、認められ生きていくのですから、今さら「らしさ」を問わなければならないのでしょうか。

女性も積極的にいろいろなことにチャレンジし、男性と女性がお互い認め合う生き方が必要だと思います。

今回の講座に参加した寺院は教区内寺院の半分であり、残念に思いました。また、一般参加者は、男性25%、女性75%でした。

いくつかのお寺では、女性だけの参加というところもありました。

このことは、我々スタッフの呼びかけが充分ではな



うところにあるのではないのでしょうか。

企画委員が願いとしたりへの呼びかけが不十分で、若い世代の参加者が少なく反省すべき点でした。今後の課題は、それぞれがそれぞれの分を尽くし、念仏申す身となることではないでしょうか。

かったのではとも思われますが、「女性室公開講座」という名称も影響があったのではないかと思います。

Report

長崎教区第一組 西光寺  
ふじい あや  
**藤井綾**

（部社問協議会員、教区坊守会長・  
女性室公開講座企画委員会）

2015年、しんらん交流館で開催された女性室主催の「男女両性で形づくられた教団をめざす協議会」に出席したときに、女性室の願いが明確に伝わらず、そこをはずりさせたい思いで、長崎教区での開催を強く希望しました。

「スタッフ企画会」でもどこかすつきりしないままでした。男女共同参画は、各々の場では果たせているにもかかわらず、あえて共同参画と言わなければならないのは、何故でしょうか。解放ということは、「己の分をわきまえて」というところにあるのではないのでしょうか。

Report

長崎教区第二組 信行寺  
きよはらまさなり  
**清原昌也**

（部社問協議会員、教化本部長、社会部  
会委員・女性室公開講座企画委員会）

「仏説無量寿経」第二十五願の中で、「女身を厭悪せん」「女像とならば、正覺を取らじ」と言っているのは、「らしさ」を否定しているんです。男らしさを否定して男になる。女らしさを否定して女になっていくんです。

「らしさとしての女性」と「身としての女性」ということは区別しなければならぬという事を親鸞聖人は二つの事では言っている。「自ら己が能を思量せよ」「真宗聖典」331頁、「今の時の道俗、己が分を思量せよ」「真宗聖典」360頁と。能と分。らしさとしてあるのは能・能力です。

長崎教区は寺院数が少なく、諸事業の実施にはスタッフ不足がいつも問題になります。色々な社会問題にも目を向け活動しないといけないとは思ってはおりませんが、なかなか腰が上がりません。そのような中で「女性室公開講座」を引き受けました。

男女平等参画の視点は、どこに置くべきなのでしょう。会議で例えるならば、参加者の数でしょうか。それとも、発言

女らしさ、男らしさ（能）を否定すること自体で救われるわけではないんです。そこから罪悪深重の凡夫であること（分）を知るしかない。

生きていくものが自分の能力を否定することはできません、自分の責任を棄ててしまつことはできない。役割というのは責任です。人間の人間としての歴史的責任を明らかにする。女性は女性として佛法を聞き、男性は男性として佛法を聞いていく役割があるということです。そのことを「己が分を思量せよ」というんです。

生活の中で、男女の違いを感じることは多々あります。差別的だと感じることもまだまだ多く、気づかないこともあるでしょう。

講座の準備から参加し、考えさせられることもありましたが、今回はとにかくやってみた、参加してみたという感じですね。

住職・坊守が、一緒に研修を受けたり、会議に出たり。そのことに全く問題はな

いと思いがちですが、お寺はどうするか。お寺に留守番がない状況をどうするか。公開講座開催の難しさはここにあると感じています。

（編集・女性室）

第16回  
女性会議

2016年5月19日～20日

いちにん

# 一人に立つ

## 戦争とジェンダー

女性会議では3カ年にわたって「一人に立つ」をテーマに学んできました。今回は「戦争とジェンダー」に焦点をあて、「一人に立つ～戦争とジェンダー～」とし、平井和子さんを講師に迎えました。

平井さんには、戦争下において「男らしさ」がどのように強化されていったのか、また「男女共同参画」という合言葉のもとにジェンダーが軍事化に利用されていく現代のすがたを、具体的に指摘しながら講義いただきました。

### 徴兵制と「男らしさ」

「戦争とジェンダー」というテーマ

をいただきましたので、始めに「男性と戦争」についてお話しします。明治新政府は欧米列強に追いつくために富国強兵を打ち出しました。1873(明治6)年に徴兵令が出され、全ての男性が20歳になったら徴兵検査を受けることになりました。それによって、国家が定めた身体的基準と能力(特に戦闘能力)を持つ男が理想だという基準ができました。徴兵検査による男性の体格の評価は、甲乙丙丁戊に分けられました。甲の判定を受けると地域共同

体の中でも、「立派な男だ」と認められる一方、不合格になった人は男としての存在意義が危ぶまれるという事態になるわけです。

徴兵検査は、男子一生の晴れ舞台だとみなされて、検査場から帰ってくる写真館で写真を撮り、芸者をあげて祝宴をする。その後、遊郭に連れて行ったりもしたそうです。ここからも軍隊と「慰安婦」問題の連続性が見えてきます。若者たちは検査を終えることで、初めて一人前の男とみなされました。入営に際しては、のぼり旗を立てて地域の人々から熱狂的に送り出され、男たちは上等兵になって帰郷することを誓います。軍隊で出世すると、その



講師 ● 平井和子さん

## 講師プロフィール

ひらい かずこ ● 専門は近現代日本女性史・ジェンダー史。1955年、広島市生まれ。一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程修了。博士（社会学）。静岡大学非常勤講師、大妻女子大学非常勤講師を経て、現在一橋大学非常勤講師。主要著書：『日本占領とジェンダー 米軍・売買春と日本女性たち』（有志舎・2014年／山川菊栄賞受賞）、『「ヒロシマ以後」の広島に生まれて』（ひろしま女性学研究所・2007年）

主要論文：「語れない女性たちの占領体験を歴史化する試み—歴史学・女性史・オーラル・ヒストリーのはざままで」『日本オーラル・ヒストリー研究』第8号・2012年／「米軍占領下の日本におけるジェンダー・ポリティクス」『歴史評論』796号・2016年）など。

後の地域社会での扱いが違ってくるからです。青年訓練所の指導員、消防団の幹部、在郷軍人会の分会長、村議会議員というコースがある。だから兵士たちは進級願望を燃やしながらか、軍隊の規格に自らの身体を合わせていくということになります。

## 「体力章検定」と「国民体力法」

強い男性が最も求められたのはアジア太平洋戦争期です。国民の体力向上のため、「体力章検定」や「国民体力法」が制定されました。「国民体力法」というのは、25キロの俵を持って30秒間にどれだけ移動できるかという兵隊として求められる体力をつけるものです。「体力章検定」というのは男女を対象としますが、実際には15〜25歳の男子を対象に走、跳、投、運搬、懸垂などをして検定賞を出します。軍が要請する基礎体力が青年男子に求められていったわけです。

そうすると障がい者や徴兵検査に不合格になった人たちは「男らしくない」「女々しい」と言われ、女性もそういう人たちを差別していくという事態が戦争中には際立ってくるようになります。

戦争と女性への暴力、「慰安婦」問題、女性が戦争に加担したという歴史については、多くの研究がありますし、元日本兵たちの戦争体験記はたくさん手記があります。しかし徴兵制度と男らしさについての体験はあまり語られてきませんでしたし、これらに関する研究はまだあまり手が付けられていません。

## 女性参政権運動

次は女性の戦争協力と女性参政権運動の関連についてお話しします。

1920年代から市川房枝いちかわみさゑなどのフェミニストが参政権獲得のために尽力しました。

婦人参政権が最も実現しそうだったのは1931年です。まず女性に地方の公民権を与えようという機運が高まり、法案が衆議院を通過し、貴族院で修正した後に通過しました。ところが本会議で否決されてしまいました。「女性たちに選挙権を与えると家の外へ出て、家族制度を壊すだけでなく、女性が男性化する。分婉を拒絶するようになる」等との理由でした。当時の男性たちのジェンダー認識がよくわかりますね。



その後、満州事変が起き、参政権なんて言っていられないムードになってしまいました。市川房枝は右翼の青年に刺され、戦術転換を余儀なくされました。婦人公民権はなくても自治体の政治に協力することで戦時国家を支援、この時局に女性の實力を示す、という戦術です。実質面で国家に協力することにによって、婦人参政権を行使するという苦渋の解釈をするようになっていきます。

## 白い割烹着の戦争協力

日中戦争が始まると大きな女性団体が育ってきました。大日本国防婦人会です。〃兵隊ばあさん〃と呼ばれた大阪の安田せいたちが、大阪駅で地方からの兵士が乗り継ぎで寂しそうにしている姿を見て、善意から湯茶の接待をし始めました。それが燎原りやうげんの火のように広がって、大日本国防婦人会は900万人に育っていきます。みんな白い割烹着を着て街頭に出ていきました。庶民の女性、主婦たちの戦争協力です。市川房枝は戦争協力団体として国防婦人会に批判的でしたが、婦人選挙権獲得運動はなかなか理解が得られない一方で、国防婦人会に参加する「農村の女性たちが半日家から解放されて講演会を聴くことだけでも婦人解放だ」と日記に記しています。まさに、市川さえ、戦争協力を「解放」と見まごうような状況があったのです。

女性はよく戦争の被害者であると言われていますが、その一方で、明治民法下の差別のもとで抑圧されていたため、かつて味わったことのない権威に従属し、役割に従順に、時に熱狂的に従うことによって、戦時国家を支え、

補完したとも言えます。

## 戦時性暴力と「男性神話」

戦争中の性暴力問題に入ります。2013年の橋下大阪市長(当時)の発言で問題になりましたが、「コントロールしないと兵士たちの性は暴走する、だから性的慰安が必要なのだ」という考え方が一般に根強くあります。これは「男性神話」であり幻想ですが、この考え方は、日本軍「慰安所」を肯定する人たちの根拠になっています。

これに対して、社会学や女性学では戦時性暴力というのは兵士個人の性欲云々でなくて、軍隊という組織の中で「構造的、集団的に作られるもの」という考え方をします。

戦場で行われるレイプは、味方の男性同士の絆の確認の要素を持っていきます。また敵の女性たちに暴力を振るうことは、敵対する男性集団へ大きな屈辱を与えます。つまり「自分たちの女も守れない無能者」として敵の男たちの男性性にダメージを与える意味を持っていきます。

軍隊というのは常に「男らしい男」を必要とします。「男」であることは女性的と思われる要素を切り捨てなければなりません。そうしないと「女々しい」ということで抑圧されることになり、そういう集団の中では、個々の兵士がレイプを拒むことは難しくなるのです。南京大虐殺でも、集団で、仲間の前で、レイプが行われましたが、それは集団的、構造的な意味が働いているのです。

次に、性暴力は敵の文化を破壊するツールです。女性は民族の再生産を担う「産む性」です。そういう象徴的存在を、強制的に妊娠させたり生殖不能にすることで、その民族の基盤を破壊するという意図があります。戦時レイプは戦略であり、戦闘行為の一つであると言えます。



女性差別、ミソジニー（女性嫌い）、女性に対する攻撃性が重層的に働いて戦時性暴力というものが形作られていくのです。

## 戦争にも「男女共同参画」？

戦後、日本軍は解体しましたが、朝鮮戦争を機に、警察予備隊、保安隊という名で復活し、1954年に自衛隊

が発足しました。

1985年に「女子差別撤廃条約」に日本が批准し「男女雇用機会均等法」などが整い、あらゆる場所を「男女共同参画」という合言葉が生まれ、それは良いことですが、一方で、私たちの「最後の聖域」＝軍隊に女性たちが参画し始めています。そして自衛隊の発足初期には、女性職であった看護や一般職だけではなく兵士へシフトしていく。社会の変化と自衛隊の女性の取り込みを視野にいれた広報活動がリンクしていくこととなります。

戦後日本では、自衛隊の存在の必要性に対する国民の合意形成に多くのエネルギーが注がれてきました。自衛隊のポスターを見ても、軍事性を脱色させて、いかに市民と共にあるとか、平和維持に「女らしい」貢献をしているとかのメッセージが発せられています。この種の「女性のイメージ」がどれほど自衛隊の軍事化というものを緩和する効果があるのかということは見おこななければいけないと思います。

## 軍事化に利用されるジェンダー

3・11以降「守る」、テロの脅威に対して「護る」というのがキーワード



出典：帯広地本ホームページ  
(<http://www.mod.go.jp/pco/obihiro/>)

なっています。若者たちの「護りたい、役立ちたい」という率直な思いを掬い上げるような自衛隊の募集ポスターもあります。このポスターの中央には迷彩服の女性自衛官がいます。子ども達にニコニコ囲まれて「さあ護ろう」という言葉になっています。これは何をカモフラージュしているのか？

軍隊の持っている「殺し、傷つけ、破壊する」という本質を、「救い、ケアし、建設する」というイメージに変換させています。何かを見えなくし、見過ごさせてしまう様な作用として、ジェンダーが活用されているのです。

現在、「男が戦い、女が守られる」という従来のジェンダーではなくて、戦場にまで女性たちが動員され、「女らしい貢献」をさせられている。戦争は「男らしさ」「女らしさ」をフルに活用しつつ、じわじわと私たちの日常に根を張っていることを見逃してはならないと思います。

(講義抄録／編集・女性室)

# 『ジェンダーかるた』の紹介

2016年10月11日、宗門の関係学校である大谷専修学院の『願生会』(※)にて、学習会活動『ジェンダーかるた』の展示が行われました。そこで女性室スタッフが訪問し、この活動に参加している学院生(藤場有希さん、海悠太さん、吉田昌寛さん、草野慧さん)にお話をお聞きしました。

**まず、学習会活動『ジェンダーかるた』ができた経緯を教えてください。**

女性室の『女と男のあいあうカルタ』のことは以前から知っていたので、誰でもできるカルタで、遊びながら、ジェンダーについてみんなで考える機会を持ちたいと思いました。昼休みにカルタ取りをして、月2回くらい、放課後に一つか二つの句にテーマを絞って話し合います。参加するのも退席するのも自由です。大谷専修学院に入学して、様々な立場や世代の人たちと生活をする中で、それまで自分が思っていたジェンダーの感覚が、みんなとの共通認識ではないことに気づかされました。

**どんなことが話し合われましたか。**

最初の話し合いでは、「坊守とは？」というテーマで盛り上がりました。坊守＝女性というイメージは何故？そもそも坊守の仕事内容って何？など。結婚してお寺に入ったら、まず坊守はひざまずいて人をお迎えするものだと教えられたという体験談や、女性は男性を上を立てることによって責任逃れをしている面もある、とか。

**どんな風に活動していますか。**

学院生は独身者が多いので、夫婦の問題や坊守、住職に関する句ばかりだとピンとこないこともありました。そ



こで、生活の中で感じたちよつとした疑問や違和感を、自分たちで句にしてみようということになりました。一つの句でも、それをどう捉えるのか様々なので、みんなの意見を聞いて身近なことに気がつける、良い機会になっていると思います。



学習会活動『ジェンダーかるた』に参加している学院生(当時)

※「願生会」とは、一年間の学びの中間発表の場です。現代という時代を生きる私たちにとって、どのようなことが課題なのかを学生・教職員で話し合いの場を持ち、その課題をテーマとして「願生会」という行事を創っています。



ジェンダーかるたの学習会で「おごる」「おごらない」という話題になり、男性陣から「好きだからおごりたい」という意見に対し「好意を寄せられているのが感じられるからイヤだ」という女性陣の意見。また「興味のない人におごられて、貧しさを増したくない」など、アプローチをしたい男性にとっては中々厳しい意見もありました。どういった相手ならおごりたい？ おごられたい？

「願生会」で設置されたジェンダーかるた投句BOX

**カルタからどんなことを感じましたか。**

● カルタを通して、世襲制や男女の不平等など、仲間の思いを聞きあつて一から考えていけるのは刺激的です。

● ジェンダーというといふと、つい女性の問題というイメージになりますが、あいあうカルタでは男の立場からの句もあるのがありがたかったです。私は裁縫が得意だったり、お弁当を自分で作るのが好きだったので、学校で「女子力が高いね」とからかわれていつも嫌な思いをしていました。「男らしい」「女らしい」と周りから決めつけられることに、違和感がありました。

**学院で作られた句には、セクシュアルマイノリティの立場について取り上げられたものも結構ありますね。**

● セクシュアルマイノリティのことは意識にのぼらず、なかなか取り上げられません。性差別について話すときでも、男女という二元論で語られがちです。

特に、社会的にはセクシュアルマイノリティの存在が、「身近にこういう人もいるんだ」とだんだん認知される

方向にあります。お寺の世界では世襲制の問題や、法名に「釋」「釋尼」しかないなど、いまだに、セクシュアルマイノリティのことを見えないこと、見ないこととしているように思えます。

私の身近にも多くのセクシュアルマイノリティの友人がいますが、その人に「仏教はいいよ」と勧めたいけど現状では勧めにくい。でも本当は、生きづらさを抱えた人が、安心してお寺や教えに触れられるようになればいいのにと思っています。

● これからも50音だけにとらわれず、生活の中で感じたことを、かるたで自由に表現していきたいと思えます。

**お話を聞いて (女性陣より)**

「あいあうカルタ」を使って、主体的に活動をしていることを知り嬉しかったです。学院生の視点で作られた新しい句は新鮮で、読んでいる私たちもとても楽しく感じました。

今後も、このカルタが学習会などでジェンダーを考えるきっかけになればと思います。

『あいあう』とは：

この広報誌の名前である『あいあう』は、親鸞聖人によって書かれた『教行信証』（顕浄土真実教行証文類）「行巻」の「今みなまた会して、これ共にあい値えるなり」【真宗聖典一五九頁】という言葉から名づけられました。

「遭遇（あいあ）うこと難し」とか「遇（あ）いがたくして今遇うことを得たり」という言葉もありますが、いずれにしても出遇いのよるこびが表わされているのでしよう。

日々の生活にあつて、わたしたちが「生きる」ということを考えたとき、それは、いろいろな人と声をかけあつてこそ、「生きる」ということがなりたつているといっても過言ではありません。しかし、時にその声が届かなかつたり、行き違つたり、そのためにいろいろな出会いをしているながら、まわりの人を見失っているのではないのでしょうか。

いま、その出会いそのものに出遇いなおすことによつて、自然に向きあうことのできるつながりを回復していきたい。『あいあう』という言葉にはそんな願いがこめられています。

あい、あう、女性室では活動を通してさまざまな出会いを積み重ねていきたいと思っています。

### 『あいあう』『メンズあいあう』のバックナンバーについて

バックナンバーをご入用の方はお問い合わせください。最近の数刊は宗派ホームページ内「解放運動推進本部 女性室」にアップしています。

### 編集後記

女性室が開設されて20年が過ぎました。

今、女性室では、お聖教の中の「女人」に関する言説を検証する作業を始めています。「御文」に説かれる「五障三従」や「女人」の文言に「いたみを感じる」と、性差別を指摘する女性たちの声を受けてのことです。本山の晨朝で「御文」を聞いた参拝者に、「真宗は女性に差別的だ」という印象を与えただけとしたなら、それは蓮如上人の本意ではないことでしょう。

私は以前、先輩の住職から葬儀の際に用いられる白木の祭壇は、戦争で亡くなった兵隊さんを靖国の神として送るための神棚として始まったのだと教えられたことがあります。そして、遺骨が帰らない人は、出征前に撮つた写真を祭壇に飾つたのだと。それ以来、真宗門徒の葬儀に今も当たり前のように白木の祭壇や遺影を使つていることは問題だと感じています。

また、男性が亡くなった時の葬儀では「本願力にあいぬれば」、女性の時には「変成男子」の和讃を読むものと習い、それを当たり前のように思っていました。しかし、母親の葬儀で、「変成男子」の和讃を聞いて「自分の時は読まないで」と言つた人もいます。

長年の伝統や慣習としてきたことも、その成り立ちや意味を学ぶことから、在るべき姿に改める勇氣も大切だと思います。

2017年のこの時代に「在家止住」の男と女として生きる私たち。様々な差別や苦悩から解放し、立ち上がらせる真宗の教えとはどうということなのか。

女性室の役割は、いよいよこれからです。  
(女性室スタッフ 本多祐徹)

## 女性室の動き

### 【スタッフ派遣】

#### 2016年

- 5月12日 岐阜教区女性室公開講座事前スタッフ会
- 5月17日 長崎教区女性室公開講座打ち合わせ
- 5月23日 長崎教区女性室公開講座
- 6月 2日 岐阜教区女性室公開講座事前スタッフ会
- 8月 8日 岐阜教区女性室公開講座事前スタッフ会
- 8月19日 岐阜教区女性室公開講座事前スタッフ会
- 9月15日 高岡教区 女性室スタッフとの懇談会
- 9月21日 岐阜教区女性室公開講座事前スタッフ会
- 9月29日 人権啓発シリーズ講座第2回「セクシュアルマイノリティへの差別とその問題の所在」参加
- 10月11日 大谷専修学院「ジェンダーかるた」取材
- 10月18日 長浜教区「男女共同参画推進を考える学習会」講師
- 10月21日 高田教区「男女平等参画を考える会 拡大学習会」講師
- 11月 7日 日豊教区「女と男の寄合談義」講師
- 11月10日 岐阜教区女性室公開講座事前スタッフ会

#### 2017年

- 1月17日 岐阜教区女性室公開講座事前スタッフ会

- 2月14日 岐阜教区女性室公開講座事前スタッフ会
- 3月10日 岐阜教区女性室公開講座事前学習会
- 3月17日 奥羽教区「男女共同参画推進実行委員会公開学習会」講師
- 4月11日 山陽教区「男女共同参画推進委員会公開講座」講師
- 5月24日 山陽教区「坊守会基礎学習講座」講師

### 【公開講座】

- 2016年5月23日 長崎会場 会場：東本願寺 長崎教会本堂  
講師：梶原敬一さん（姫路医療センター小児科医長・真宗大谷派僧侶）
- 2017年4月10日 岐阜会場 会場：東本願寺 岐阜別院本堂  
講師：石蔵文信さん（大阪大学人間科学研究科未来共創センター招へい教授、イシクラメディカル代表）
- 【男女両性で形づくる教団をめざす協議会】  
2016年10月6日 会場：しんらん交流館
- 【女性室スタッフ学習会】  
2017年2月21日 会場：しんらん交流館  
講師：西口順子さん（相愛大学名誉教授・日本女性史研究者）
- 【第6回女性住職の集い】  
2017年3月13～14日 会場：しんらん交流館
- 【女と男のあいあうカルタ展】  
2017年3月2～27日 会場：しんらん交流館
- 【第17回女性会議】  
期間：2017年5月8～9日 会場：真宗本廟 研修道場  
講師：西口順子さん（相愛大学名誉教授・日本女性史研究者）  
テーマ：一人に立つ ～中世に生きた女たち～

女性室広報誌  
**あいあう**

### 女性室広報誌『あいあう』第28号

発行 2017年6月10日  
発行人 木越 渉  
発行所 真宗大谷派 解放運動推進本部女性室  
〒600-8164  
京都市下京区上柳町199 しんらん交流館内  
TEL 075-371-9247  
FAX 075-371-9224  
宗派ホームページ <http://www.higashihonganji.or.jp>

### 表紙絵：上田 文

2017年3月2～27日、しんらん交流館にて「あいあうカルタ」ギャラリー展を開催しました。今回の表紙は、展示の時に設けた「投句コーナー」の「ことばの木」をモチーフにしています。

女性室開設から20年。共に御同朋と言いあえる関係を生きたいという願いの中から、女性たちによってこれまでたくさんの言葉が紡がれてきました。しかし、宗門においてその言葉はどれだけの重みをもって受け取られてきたのでしょうか。この20年の間に、変わったものと変わらないままのもの、また、見落としてきたものもあるのだらうと思います。もっともっとあちこちで、ことばの木を繁らせて、ともに考えていくことのできる関係を拓けたらと思います。